

事務連絡  
令和4年12月26日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の  
対象拡大及び期間延長について（その4）」の周知について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

従前より、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行うこととなった場合であって、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合、施設内療養者1名につき、1万円/日の支援を行う補助制度（以下「通常補助制度」という。）を活用することができます（原則10日間、最大15日間）（地域医療介護総合確保基金）。

また、令和4年1月9日以降、更なる追加的支援策として、まん延防止等重点措置区域等において、施設内療養者数が一定数を超える場合には、施設内療養者1名あたり更に1万円/日（通常補助制度とあわせて最大30万円）の支援を行う補助制度（以下「追加補助制度」という。）を活用できることとしています。追加補助制度については、令和4年4月8日から令和4年12月末日まで、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用できることとしてきたところです<sup>(※1)</sup>。

今般、令和5年3月末日まで、引き続き、まん延防止等重点措置区域等以外の区域を含め、追加補助制度を活用できることとしました。加えて、通常補助制度及び追加補助制度（あわせて「本補助制度」という。以下同じ。）における各施設内療養者の補助期間の考え方について、一部見直すこととしました。このことについて、別添のとおり、「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その4）」（令和4年12月23日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別添の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

(参考事務連絡)

※1 高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について(その3)」(令和4年9月27日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000994305.pdf>



**【別添】**

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について(その4)」(令和4年12月23日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

事務連絡  
令和4年12月23日

各 

|      |
|------|
| 都道府県 |
| 指定都市 |
| 中核市  |

 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

## 高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の 対象拡大及び期間延長について（その4）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

従前より、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行うこととなった場合であって、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合、施設内療養者1名につき、1万円/日の支援を行う補助制度（以下「通常補助制度」という。）を活用することができます（原則10日間、最大15日間）（地域医療介護総合確保基金）。

また、令和4年1月9日以降、更なる追加的支援策として、まん延防止等重点措置区域等において、施設内療養者数が一定数を超える場合には、施設内療養者1名あたり更に1万円/日（通常補助制度とあわせて最大30万円）の支援を行う補助制度（以下「追加補助制度」という。）を活用できることとしています。追加補助制度については、令和4年4月8日から令和4年12月末日まで、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用できることとしてきたところです<sup>(※1)</sup>。

今般、令和5年3月末日まで、引き続き、まん延防止等重点措置区域等以外の区域を含め、追加補助制度を活用できることとしました。加えて、通常補助制度及び追加補助制度（あわせて「本補助制度」という。以下同じ。）における各施設内療養者の補助期間の考え方について、一部見直すこととしました。併せて、高齢者施設等における支援体制の確保の徹底を改めてお願いします。詳細を下記1から3に示しますので、本事務連絡の内容について十分御了知の上、必要な対応並びに管内市区町村及び関係施設等に対する周知をお願いします。

また、本補助制度の活用状況の詳細を把握する観点から、各都道府県におかれは、下記4のとおり、本補助制度の活用実績について、厚生労働省宛ご報告い

ただくようお願いします。

## 記

### 1. 追加補助制度の対象拡大及び期間延長

- 通常補助制度に加え、令和4年1月9日以降、追加補助制度として、まん延防止等重点措置区域等において、施設内療養者数が一定数を超える場合には、施設内療養者1名あたり更に1万円/日（通常補助制度とあわせて最大30万円）を活用できることとしている。  
また、令和4年4月8日から令和4年12月末日までは、まん延防止等重点措置区域等以外の区域においても、追加補助制度を活用できることとしている<sup>(※1)</sup>。
- 今般、引き続き、令和5年3月末日まで、まん延防止等重点措置区域等以外の区域を含め、追加補助制度を活用できることとした。

### 2. 本補助制度における各施設内療養者に係る補助期間の考え方の一部見直し

- これまで、本補助制度における各施設内療養者の補助期間については、発症日から起算して10日間を原則とし、発症日から10日間経過後も療養解除基準を満たさない場合は、当該基準を満たす日まで（最大15日間）としていた。
- 令和5年1月1日以降も、有症状者については、引き続き同様の取扱いとするが、無症状患者（無症状病原体保有者）であって、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の者については、新型コロナウイルス感染症の患者の療養解除基準を踏まえ、補助期間を陽性確定に係る検体採取日から起算して7日間とすることとした。
- 詳細は、「「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について」（令和4年12月23日老発1223第3号厚生労働省老健局長通知）により一部改正した「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」<sup>(※2)</sup>を参照いただきたい。

### 3. 高齢者施設等における支援体制の確保の徹底（再依頼）

- 今般の追加補助制度の対象拡大の期間延長は、高齢者施設等における支援体制を引き続き全国で確保するための対策です。従前より依頼してきた以下の事項について、改めて、対応の確認・徹底をお願いしたい。

- ・医師や看護師の往診・派遣を要請できる医療機関の確保など、高齢者施設等に対する支援体制の確保<sup>(※3)</sup>
- ・希望する入所者等に対する新型コロナワクチン接種について可能な限り早期の実施<sup>(※4)</sup>。

#### 4. 本補助制度の活用実績にかかる報告（依頼）

- 本補助制度の活用状況の詳細を把握するため、各都道府県におかれては、令和4年度の各制度の月別の補助施設数と補助額（令和5年1月末日時点）を、令和5年2月15日（水）までに厚生労働省宛て御報告いただきたい。なお、指定都市及び政令市分もまとめて都道府県にて御報告いただきたい。詳細については、別途追ってお知らせする。

（参考通知・事務連絡）

- ※1 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その3）」（令和4年9月27日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000994305.pdf>



- ※2 「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00257.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00257.html)



- ※3 「オミクロン株による流行対応を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」の入院体制を中心とした点検・強化について（依頼）」（令和4年11月21日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）記のⅡ（5）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001015316.pdf>



※4 「高齢者施設等におけるオミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種に係る実施の徹底と進捗状況の実態調査への依頼について」（令和4年11月24日付厚生労働省健康局予防接種担当参事官室ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001015962.pdf>



以上